

宝塚市立学校校則(学校生活の決まり・約束)の
見直しに関するガイドライン

宝塚市教育委員会

策定:令和6年(2024年) 3月

Ⅰ 策定の趣旨

令和4年6月、こども基本法が成立し、子どもの権利擁護や意見を表明する機会の確保等が法律上位置づけられました。同法は、その第1条にもあるように、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の理念に基づく法律です。子どもたちの健全な成長や自立を促すためには、子どもたちが意見を述べ、他者との対話や議論を通じて考える機会を持つことが重要なこととして示されています。

児童生徒が、校則を自分のものとして捉え、校則の見直し過程に実質的に参画できるよう、校則を必要かつ合理的な範囲内において制定し、学校や地域の実情に合わせた校則の見直しができるよう「宝塚市立学校校則(学校生活の決まり・約束)の見直しに関するガイドライン」を策定します。

なお、本ガイドラインは中学校の校則に限定せず、小学校が教育目標を実現していく過程において、児童が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められているものも対象としています。例えば、「〇〇学校のきまり」、「生活のきまり」などが挙げられます。

2 校則の意義

児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められる校則は、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるものです。

校則は、各学校が教育基本法等に沿って教育目標を実現していく過程において、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には校長により制定されるものです。

3 校則の位置付け

校則の在り方は、特に法令上は規定されていないものの、社会通念上合理的と認められる範囲において、教育目標の実現という観点から校長がその責任において定めるものです。

また、学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、学校の教育目標に照らして定められる校則は、教育的意義があると考えます。校則の制定に当たっては、少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるように配慮することも必要です。

4 児童生徒の権利

校則の制定に当たっては、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」に配慮することが必要です。この場合の児童とは、18歳未満の全てのものを指します¹。本条約の発効を契機として、児童生徒の基本的人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育を行うことが求められています。児童生徒への指導を行う上で、本条約の四つの原則に配慮する必要があります。

① 差別の禁止（差別のないこと）

児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。（第2条）

② 児童の最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

児童に関する全ての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。（第3条）

③ 生命・生存・発達に対する権利

（命を守られ成長できること）

生命に対する児童の固有の権利を認めるものとし、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。（第6条）

④ 子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）

児童が自由に自己の意見を表明する権利を確保する。児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮される。（第12条）

¹ なお、こども基本法第2条では、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者をいう」と定義されています。

5 校則の運用

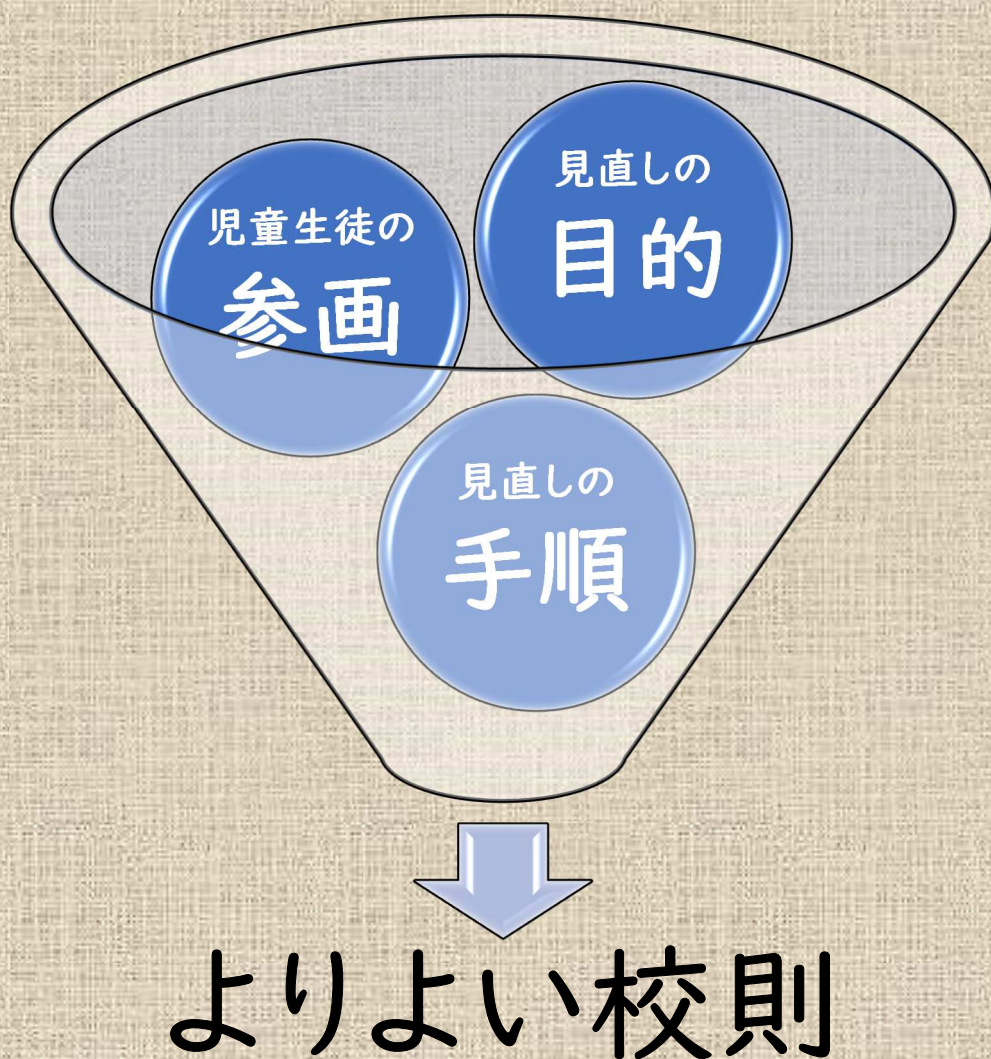
校則に基づく指導を行うに当たっては、校則を守らせることにはばかりこだわることなく、何のために設けた決まりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解しつつ、説明責任を果たしながら、児童生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るよう促し、指導していくことが重要です。

その上で、校則に違反した場合には、行為を正すための指導に止まるのではなく、違反に至る背景など児童生徒の個別の事情や状況を丁寧に把握しながら、内省を促すような指導となるよう留意する必要があります。

そして、校則の内容について、児童生徒・保護者・地域の方等に理解と協力を得、より信頼性の高いものとするため、普段から学校内外の関係者が参照できるよう、ホームページ等に公開することが望ましいと考えられます。公開する内容としては、校則の内容を整理したものや、校則の内容を含んだ新入生説明会資料等を公開することが考えられます。

6 校則の見直し

校則の見直しにあたって、大切なポイントがあります。



(1) 見直しの目的について

校則(学校生活の決まりやルール)は、社会規範の遵守について適切な指導を行う際の指針となり、教育的意義を有しています。しかし、その内容は社会通念上合理的な範囲とされており、社会情勢の変化が大きい現代においては、絶えずその内容を見直し、その合理性を検証する必要があります。

(2) 見直すべき校則について

校則(学校生活の決まりやルール)は社会通念上合理的な範囲とされており、例えば、以下に示すような内容については、直ちに見直しを進めることとします。

① 生まれ持った性質に対して許可を得なければならないとするもの

例) 地毛の色について学校の承認を求めたり、黒染めを強要するようなもの

② さまざまな文化や性の多様性への配慮がないもの

例) 女子はスカートとする、男子はネクタイとする等、性別ごとに設定し、選択の余地が無いもの
例) 男子は髪の毛が耳にかからないようにする等、性別ごとに違った髪型の規定をしているもの
例) 夏服は半そでシャツのみとする等、肌を隠すことが許されない服装の規定をしているもの

③ 健康上の配慮に欠けるもの

例) マフラーの禁止、防寒具の禁止等、暑さ、寒さ等に対し体調維持に問題が生じる可能性があり、選択の余地が無いもの

④ その他合理的な説明が難しいと思われるもの

例) 靴、靴下は白一色とするなど、色を過剰に限定するもの
例) 下着の色や種類について過剰に限定するもの
例) 過去に制定された校則など、現在の生活にそぐわないにも関わらず、慣例のように存続され見直しがなされていないもの
例) 明文の根拠を欠くもの

上記はあくまで例示であり、これら以外にも合理的説明が難しいと思われる内容については、積極的に見直しを行うこととします。

(3) 児童生徒の参画について

校則の見直しの過程に児童生徒自身が参画することは、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の理念に合致するのみならず、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながります。

また、校則を見直す際に児童生徒が主体的に参加することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものとなります。

(4) 見直しの手順について

校則は、最終的には学校長の責任により策定・見直しされますが、児童生徒の学校生活に大きな影響を及ぼす場合があることから、その在り方は児童生徒や保護者等の学校関係者から意見を聴取した上で定めていくことが望ましいと考えられます。校則の見直しにあたっては、児童会・生徒会や保護者会といった場において、校則について確認したり議論したりする機会を設けるなど、絶えず積極的に見直しを行っていくことが求められます。

そのため、校則を策定したり、見直したりする場合に、各学校においてどのような手続きを履むことになるのか、その過程についても児童生徒や保護者に予め示しておくことが必要です。予め校則の策定・見直しの手続きを示すことで、生徒と共に議論した結果が、予め示した手続き以外の理由で覆ることがないようにしなくてはなりません。

(5) 取組例について

① 小学校

- ・決まりを守ることの意義について、特別活動(学級活動)等の時間を活用して全学級で考えたり、協議したりする。
- ・児童会が主体になって、学級で協議した内容をまとめ、全校集会で発表する場を設けることで、自分たちの決まりは自分たちで作り、自分たちで守ることの大切さについて考える。
- ・「よりよい学校生活を送るために」「安心・安全な学校をつくるために」などの視点から、現状の決まりで見直しが必要なものがあるか、児童会で協議する場を設けたり、アンケート調査を実施したりする。
- ・校長は、協議の結果を尊重することを基本とするが、協議の結果と異なる決定をする場合は、教職員や児童、保護者にその理由を説明する。

② 中学校

- ・生徒会執行部が中心となり、各クラスから校則の見直しに関する意見を募り、生徒と教員の協働のもと検討し、生徒総会で議決して見直しを行う。
- ・生徒、保護者に校則の見直しに関するアンケートを行い、その結果を生徒達と共有し、生徒会執行部など、代表の生徒達で校則の見直しについて協議する。
- ・「校則見直し検討委員会(仮称)」等の、校則に関する検討を行う校内組織を設置し、組織的かつ計画的に校則の見直しが毎年度検討される体制を整備する。
- ・生徒と教職員で校則の策定から見直しまでの過程を確認する機会をもつ。
- ・学校運営協議会等、地域の方からも校則に関する意見をもらう機会をもつ。

参考資料

- (1)「生徒指導提要」(文部科学省、令和4年12月)
- (2)「児童の権利に関する条約」(平成6年4月批准・発行)
- (3)「こども基本法」(令和5年4月施行)

宝塚市立学校校則(学校生活の決まり・約束)の見直しに関するガイドライン

- 策定／宝塚市教育委員会
- 策定日／令和6年(2024年)3月
- 編集／宝塚市教育委員会事務局学校教育部学校教育課

本ガイドラインそのものも、学校や地域の状況、社会の変化を踏まえて内容の見直しを適宜行い、改訂を行っていきます。